

平成19年6月11日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員)

- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 南  | 政夫  |
| 2番  | 橘  | 照茂  |
| 3番  | 下池 | 外巳造 |
| 4番  | 須磨 | 隆正  |
| 5番  | 越後 | 敏明  |
| 6番  | 田中 | 正文  |
| 7番  | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番  | 富澤 | 軒康  |
| 9番  | 櫻井 | 俊一  |
| 10番 | 林  | 一夫  |
| 11番 | 松浦 | 恒義  |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治  |
| 14番 | 辻  | 武美  |
| 15番 | 久木 | 拓栄  |
| 16番 | 木村 | 正男  |
| 17番 | 山本 | 辰榮  |
| 18番 | 稲村 | 幸雄  |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- |        |      |
|--------|------|
| 町長     | 細川義雄 |
| 副町長    | 坪野高志 |
| 副町長    | 綱木常一 |
| 総務課長   | 藤澤仁  |
| 富来支所長  | 二見博  |
| 企画財政課長 | 木坂孫信 |
| 監理課長   | 藤田好博 |
| 税務課長   | 柴田一廣 |

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	宮 本 俊 一
健康福祉課長	笹 川 門 治
生活安全課長	西 清 一
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	横 川 外 治
建 設 課 長	山 崎 脩 平
上下水道課長	山 本 政 直
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会 計 管 理 者	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 報告第1号ないし第27号及び議案第48号ないし第56号  
並びに町政一般  
(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 報告第1号ないし第27号及び議案第48号ないし第56号  
(委員会付託)

---

( 開 議 )

林 一夫議長 ただ今から本日の会議を開きます。  
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

日程第1 . 町長提出 報告第第1号ないし報告第27号及び議案第48号ない

し第56号並びに町政一般

( 質疑、質問 )

林 一夫議長 続いて、町長から提出のありました、報告第1号ないし第27号及び議案第48号ないし第56号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい。

おはようございます。傍聴を賜り、ありがとうございます。

改めまして、おはようございます。震災後、いよいよ2カ月余りが経過いたしました。ようやく落ち着きを取り戻しつつあると感じていた矢先、昨夜も大きく揺れました。震度4の揺れでございます。頭から布団をひっかむりながら、まだ余震が続くのか、まだ予断を許さないのかと、途方に暮れるような思いがいたしました。

それぞれのご家庭のブルーシートが外され、また、避難されている方々が無事、安心して住まうことのできる家を構え、そして、迂回道路が解消し、上下水道、教育施設、漁港・農業・商工業施設、などなど町内諸施設が無事改修復興されるまで、どれだけの月日を要するのかを考えますと、いよいよ胸が痛む思いがいたします。改めまして、被災されました皆様方、いまだ避難を余儀なくされている皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

また一方で、今日この日に至るまで、それぞれ声を掛け合い、助け合いながら復旧作業を進めてこられた各地域住民の皆様方、もてる力を発揮し貢献いただいたそれぞれの事業者の皆様方、消防・警察、そして町役場と昼夜を問わず奔走された関係機関職員の皆様方に心より敬意を表します。

また遠方よりご協力・ご支援賜りました皆様方には衷心より感謝を申し上げます。

私ども議会も震災直後に改選を受けましてから、初の定例会でございます。地震からの復興を最優先課題としながら、志賀原子力発電所の安全に関する問題や、少子高齢化社会に対応した地域活性化について、また、行政改革、町政の信頼回復などなどと、山積する諸課題に、いよいよ気を引き締めなおして取り組んでまいりたいと考えております。

さて、先の通告に従いまして、以下、大きく2点についてご質問いたします。まずは、能登半島地震に関してお伺いいたします。

6月1日、今定例会初日、町長の提案理由の説明の中でも、被害の状況概要について説明がございました。また、町のホームページを通じて、災害復興本部から6月8日現在の被害状況の報告等もあります。

過疎化・高齢化の問題を中心に、中山間地対策の問題、限界集落の懸念、それぞれの産業分野の低迷、介護の問題等々、これまでも解決の難しい深刻な課題であったことには変わりはありませんが、この能登半島地震被災によって、よりその問題が浮き彫りになっているのだと痛感しております。いよいよ、実態を正確に捉えた上での、迅速かつ効果的な手立てを講じていかねばなりません。

本日開催予定の議会能登半島地震災害復興対策特別委員会におきまして、被害状況の詳細な情報についてお示しいただけるものと思いますので、まずはその中でも特に、生活再建の面に絞り、現状把握に関してお伺いいたします。

まずは、被災による人口流出の状況についてお伺いいたします。この地震被災を受け、いよいよ能登の過疎化に拍車がかかるのではないかと、発生当初から懸念されておりました。被災後、転出、もしくは、住所の異動は伴わなくとも、被災を機に町外で生活されている方がどの程度いるのか、把握しておられるのかどうかお伺いいたします。

また、生活再建の困難な方がおられるのかどうか、その状況を把握しておられるのかどうかお伺いいたします。

このそれぞれ2点の状況を把握しているのかどうかということは、即ち、それぞれの地域と行政との情報共有・連携がうまくできているのかどうか、住民相談の対応が十分できているのかということにも繋がるのではないかと考えます。また、例えば公営住宅建設等の施策が必要なのかどうか、必要であればどのような形が適しているのかなど、今後の具体的な取り組みに向けての判断の基準になるわけであります。

特に、仮設住宅の期限は2年、あっという間であります。仮設住宅はもとより、町内全域において具体的な状況の把握と、それに基づいて、いち

早い実際的な対策を講じていただくことを切に願います。

次に防災対策・防災計画についてお伺いいたします。

震災後の対応を検証し、防災計画をより実際的、現状に即したものに見直すべきではないでしょうか。特に例にあげるとすれば、避難場所の連絡体制・告知の徹底です。

6月に入って町内全戸へ避難指示が出たときの集合場所についてのマップが配布されました。今回の地震では、津波については避難の注意勧告が出されたそうであります。津波警報解除後、その後の余震については、自主避難での対応であったと聞いております。

まず、この避難指示のあり方が適切であったのかどうかというのがひとつの問題です。そして、今回の被災において、自主避難した場所の中には、被災により、避難場所としては条件の厳しい場所もありました。具体的には、水が出なかったり、地盤が沈み、傾いたりした避難所がありました。

そうした、マニュアルの想定を超えた状況下において、いかに避難、指示、勧告に取り組むべきかどうかの対応が見えてきません。地震災害だけでなく、水害等の場合、避難場所によっては、被災の懸念がまた別に想定される場合もあるのではないのでしょうか。

また、先日配布の避難場所のマップの中には、町本部から輸送車両が迎えに来て、集合場所から避難所まで輸送するとありますが、これは、本当に実際に機能するのでしょうか。また、今回の地震においては機能したのでしょうか。

自主避難の際の、各地区と行政の連携は、今回の震災においては、心許ない、まだまだ足りない点が多々あったと思います。初動、被災直後の緊急の安全確保は最優先であります。まずは、防災計画の見直しについて、どのように考えておられるのかその方針をお伺いいたします。

また、今回の地震における避難のあり方について、どのように認識しておられるのか、また、今後の避難のあり方について、できるだけ具体的に町長のお考えをお聞かせください。

次に、情報の迅速な共有についてお伺いいたします。

3月25日の被災から本日に至るまで、情報が錯綜したこと、情報がな

いことからの不安を感じた場面は数え切れませんでした。行政内、各課を超えた情報共有や本庁と支所間での情報共有も万全といえなかったのではないのでしょうか。また、行政と各地区との情報共有も、地区毎に情報量に格差があったように感じております。

また、それぞれの住民の皆様方のところまで、正確に迅速に情報が伝わるのが相当に困難でありました。まずは、避難場所の情報・連絡指示、そしてゴミ処理の問題、罹災証明の申請についてや、例えば、ブルーシート等、支援物資の配給のことなど、一つひとつの情報を知っている人と知らない人、情報が届かない人と比較的届く人との間では対応に違いが出てきたのも事実であります。

そこで、提案いたします。防災メールの導入を求めます。石川県内では、金沢市、加賀市、野々市町、津幡町、中能登町、これらが携帯電話やパソコンに、地震や台風、大雪などの警報や避難通知、避難所情報などの情報を住民へ直接メールでお知らせするサービスを導入しております。

確かに、行政防災無線もありますが、例えば、昼間、町外へ勤めに出ておられる方、町内にいても様々な条件で情報を聞き取りにくい状況にある方なども多くおられます。

今後、ケーブルテレビ導入により配備される、IP対応の防災無線端末では、情報の留守録音の機能があると聞いておりますが、それにしても、情報は正確性ととも、迅速に伝わることも最も重要な要素のひとつであります。先進事例にならい、この際の防災メールの導入を要望いたします。

また、行政と各地区との連絡網の整備や、こうした非常時に、行政内LANでの情報共有の仕組みづくりが重要と考えます。ケーブルテレビ導入を待つのではなく、迅速な対応を求めます。情報共有、特に防災メールについての、町長のお考えをお聞かせください。

次に、町長の復帰の真意についてお伺いいたします。

4月9日、町長は復帰され、会見をされました。また、10日には議会全員協議会の中でも、復帰についての発言がありました。いずれも、能登半島地震、そして、志賀原発の臨界事故隠し問題発生後であり、「このまま町政を投げ出すことは許されないと判断し、復帰するのだ」と、発言さ

れました。

9日の記者会見等の発言では、期限についての明言はなかったそうですが、「しかるべき時期に辞する考えはある」と発言されたと聞いております。一方、10日の全員協議会では、「3カ月・半年を目処」に辞する考えがある旨の発言がありました。両日とも、辞職は「災害や北陸電力志賀原子力発電所の臨界事故の問題にきちんと方向付けをした上で判断したい」との発言でありました。

それから2カ月が経過し、現在に至ります。6月1日、今定例会初日の提案理由の説明では、「一時期は辞することを考えていましたが、体調も戻りつつあり、身命をかけて全力で取り組む」とのことあります。

町長、一体、真意はどこにあるのでしょうか。一連の事柄についての責任をどのようにお考えでしょうか。果たして、今定例会にある議案、報酬の一部カットが町長の考える責任の取り方なのでしょうか。

こうして、再三にわたり、こうした内容について質問することは、私自身大変心苦しいのです。町長の体調が回復されましたことは、心よりお祝い申し上げます。

しかしながら、それとこれとは別問題なのです。町民の皆様から付託を受けた重大な責任を担う町長の発言が、時によって、その都度変わるようでは、町民は何を信じ、何を頼みとして、災害復興をはじめとする困難な課題に望めばいいのでしょうか。

もう辞職は考えておらず、任期を全うするおつもりなのでしょうか。それとも、いずれは辞職されるお考えがあるのでしょうか。明言ください。僭越ですが、長年、この町のために思いご尽力いただきましたその真摯な思いをもって、ご答弁いただきますよう心からお願い申し上げまして、質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

7番 寺岡議員の質問にお答えします。

まず、質問にお答えする前に、3月25日の能登半島地震により、身体、家屋等に被害を受けられました皆様方に、謹んで心からお見舞いを申し上げ

げます。

今ほどご質問にありましたように、災害発生以来2カ月半、地震も余震も治まってきまして、そして住民生活も落ち着いてですね、住民の皆さんの感情も落ち着いてきたかなと、このように思っていた矢先に、夕べまた震度4の地震が起きました。私自身も大変びっくりしたわけでありましてけれども、非常にこういったことがまだまだ続くのかな、そういった心配とともにですね、災害対策には今後ともに全力を挙げて取り組んでいかなくてはいかんなど決意を新たにしておった次第であります。

さて、質問の答弁に入らせていただきますが、まず能登半島地震に関しまして、3点ばかりご質問をいただきました。

かつて経験したことがない震度6弱という大きな地震に見舞われまして、被災の規模・影響につきましては、非常に大きなものと認識をいたしております。特に富来地区については被害が大きく、被害家屋の約7割を占めているところであります。観光関係者の皆様の風評被害も発生しており、その対策等も県とともに進めているところであります。

地震発生直後、あいにく私は病院にて療養中でありましたが、坪野町長職務代理者を始め、綱木副町長が先頭に立って、速やかに住民相談窓口を設けて、町民の皆様から、直接家屋等の被害についての申請を受け付けるとともに、生活上の悩みなどにつきましても相談を実施してまいっております。

住民相談窓口では、6月6日現在で家屋の被害調査の申請件数2,608件、その申請に基づく家屋の調査件数は住家が2,356棟、納屋などの非住家が3,172棟となっております。その内、住家の全壊が10棟、半壊が198棟となっております。

住家が全壊、半壊の被害を受けられた方々には、被災者生活再建支援制度及び県・町の支援制度の対象となることから、本町においてはその対象者一人ひとりに支援制度を説明するとともに、今後の再建方法についても個別に対応しているところであります。

その支援制度の説明を行っている部署からの報告では、その対象世帯208世帯のうち、既に192世帯について説明を終えまして、143世



帯が修繕の申請手続きを、また17世帯が半壊の判定でありながら、やむなく住宅を取壊し新築する申請を、また31世帯については、修繕か新築か家族で協議中との内訳となっております。ただ、1世帯2名は県外で生活している息子と同居することを決められたとの報告を受けております。

次に、地域防災計画の見直しであります。本町の地域防災計画につきましては、阪神・淡路、新潟県中越地震等の教訓を生かした修正版を県と最終協議を行っている矢先に、今回の能登半島地震に直面した訳であります。当然のことながら、この能登半島地震での対応状況における問題点を洗い出し、地域防災計画を見直すことはもちろんのこと、職員の初動体制の確立及びそれぞれの業務について周知徹底し、修正された地域防災計画の検証及び職員、消防団員、地域の自主防災組織とともに、住民の避難や避難所の開設等の防災訓練等を実施して参りたいとこのように考えております。

最後に防災メール配信等を活用し、情報の迅速な共有化についてですが、災害時には正確な情報をいち早く伝達することは、住民の混乱や不安を解消するなどその重要性はご指摘のとおりであります。

情報の伝達方法については防災メールもその有効な手段ではありますが、携帯電話の不感地帯の問題、高齢者への携帯電話の普及や取り扱いの問題などの課題はあるものの、複数の情報伝達媒体を用いることはやぶさかではありませんので、今後整備を進めてまいります。CATVも媒体のひとつと位置づけして今後、調査研究を進めたい、このように考えております。

次いで2点目の私の問題についてであります。

4月6日に職務に復帰して以来、再三にわたって議会の皆さんにも釈明してまいりましたが、約2カ月近く町を不在にしたことについては、また改めてお詫びをしたいと思います。

然るべき時期を見て、町長職を辞したいと考えておりましたが、予想もしない最大の能登半島地震に伴う災害、そしてまた志賀原子力発電所1号機の臨界事故隠蔽とこういったことなど、非常にこの住民生活をおびやかす大きな問題が発生したわけでありまして、これらの対応、対策が緊急の課題であるといったこういった中で、何もかも投げ出すことは許されない

判断いたしまして、今命がけで全身全霊を傾けて、取り組むことが私に与えられた責任である、このように考えて以前から申し上げてまいった次第であります。

そこで、寺岡さんのご質問のですね、全協で3カ月、半年を目処と私の方で申しあげたということですが、これは災害、また原子力発電隠蔽の問題がですね、3カ月か半年になるのか、1年になるのか、こういった時期的な目処がついた段階で考えたいということをお願いしたので、いつ解決できるが分からない中で、3カ月とか半年だとか限定できる問題ではございませんので、そういったことで、そういった発言のニュアンスでとらえられたのではないかなと、そのへんをひとつ、ご判断をいただきたい。私のほうでは、こういった問題が方向付け、解決した段階で判断をしたいと申し上げたつもりであります。

また、報酬の一部カットが責任の取り方なのかとこういってお言葉であります、けっして物事が終わるという気持ちは持っておりません。ただ、皆さん方にご心配、ご迷惑をかけたことに対して謙虚な気持ちで、私のほうでそういうかたちを取らせていただきたい、そういった気持ちでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、また私の考え方がですね、ころころ変わるというような発言がございましたけども、私は何もころころ変わっておりません。この問題をきちんと私なりに見通しをつけたうえでですね、判断したいとこういう具合に申し上げておりますので、今はただ、原発臨界事故隠蔽による信頼回復の対応とか、災害からの復旧とか、町民の安定した生活確保のために、全力を挙げて取り組む気持ちである、そういった気持ちでいっぱいであると重ねて申し上げたいと思えます。

なおまた、そうした問題がきちんとある程度、議会の皆さんにもご理解いただいて、ご相談しながら、そういった時期がくればですね、私はきちんと対応したいと思えますし、こんなことを申し上げてはなんですけども、自身の進退についてはですね、私自身が判断して決断すると、このようにひとつご理解をいただきたいとこのように思います。以上であります。

林 一夫義議長 7番。寺岡 真貴子君。

寺岡 真貴子議員 再質問をいたします。

先ずは生活再建についてであります。先ほど、生活再建208世帯の生活支援についての説明についてですけれど、208世帯のうち、192世帯は説明済みであるとの答弁でありました。では、残る16軒、説明をしていないご家庭はいかがなのでしょう。

また、残る1軒、息子さんのところに県外に転出される予定であるというようにご答弁でありましたけれども、生活再建困難な方がどの程度おられるのか具体的にはなかなか把握しておらないのではないかなというような数字であったかと思えます。

ちなみに輪島市では、今月能登半島地震で自宅全壊など被害を受けた仮設住宅に入居する約250世帯を対象に、住宅再建に対する意向調査を実施すると、調査結果をもとに自力再建が困難な高齢者らには国の小規模住宅地区等改良事業を適用し、更地となった自宅跡地に一戸建ての公営住宅を建てる輪島方式を検討する、7月中にも策定する建設計画に反映させ、コミュニティや町並みの維持に努めると。これは5月25日の新聞記事からであります。つまり、2週間もまだも前の段階で輪島市は大まかなりとも、生活再建の方法、選択肢を世間に公表しているということであります。

もちろん、地震災害からの復旧は自主再建が原則であることは周知の事実でありますけれども、しかしながら、いかにして最後の最後、最終的なセーフティネットを町として準備できるのか、これこそが自治体の底力であると感じております。

今のご答弁ではきちりとした意向調査、全体まであまねくモーラした意向調査ができておるのかどうか、分からないような状況でございました。

意向調査をする予定があるのか、やったのかどうかについてお伺いいたします。

また、防災メールについては、導入の前向きな検討をお願いをしたところでございます。そのご答弁の中で、携帯電話の不感地帯の問題についてご答弁がございました。

これは、関連質問ですので、ご答弁の必要はございませんけれども、この携帯電話の不感地帯問題に関しては、それぞれの事業所の取り組みのこ

とではございますけれども、特に避難場所にあっている地域に関しまして、携帯電話の通じにくい箇所、何箇所かございます。こうした対応を是非とも町として対策を講じていただきたいと思います。

町の皆さんがこの町に住んでよかったと、この町を信頼して愛して安心して暮らすことのできる町づくりのために、町長の責任ある対応をお願いいたしまして質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 寺岡さんの再質問の中で208世帯中192世帯の説明が終わって、残る16軒はどうなったのかというようなご質問がございました。これはちょっと細かい話なので、生活安全課長に答弁させます。

それから、いわゆる生活再建の把握とかそれらに対する方法とかそれらはどうなっているのかと、意向調査をやっているのかということについても、意向調査は実施中でありまして、今ほど再質問いただいた件についても、細部についても生活安全課長に答弁させますのでよろしくお願ひしたいと思います。

林 一夫議長 西生活安全課長。

西生活安全課長 はい。生活安全課長の西です。

今ほどの寺岡議員の質問なんですけど、16世帯については相談中です。それと、被災者の大半の皆様は、この支援制度を活用し、住宅を修理すると方針を決められているものの、一方、領家の仮設住宅に入居されている方々につきましては、住宅用地の亀裂への対応、県と連携しながら対応策を検討することとし、鵜野屋につきましては、住宅の修繕、心のケアの対応をするとともに、両施設の入居者とは連絡をし、直面する問題にいち早く対応する所存であります。よろしくお願ひします。

林 一夫議長 1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい。

お早うございます。

去る4月22日の町議会議員選挙におきまして、志賀町の本当にたくさんの方々からご指示をいただき、この6月から再度、町議会議員として働かせていただきます南でございます。真に未熟者でございますが、町内の

少しでも多くの方々に幸せに暮らせますよう精一杯頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。町執行部の方々におかれましても、どうぞよろしく願いいたします。

先の能登半島地震で被害を受けられました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

町行政としましては、被災された方々の負担はできるだけ少なく、生活の様式はできるだけ震災前と同じように復旧することが、大事なことかと思えます。

先ほど、寺岡議員さんの再質問にもございましたけれども、輪島市におきましては、解体された被災者のご自宅跡地に一戸建ての公営住宅を建てることを検討されておるそうです。

この案は、国の補助が受けられる「小規模住宅地区等改良事業」の適用を考えたものだそうでございます。

住宅本体の修復、再建は自己責任で対応するのが原則だそうですが、石川県も輪島市も国の制度を超えて、本体の再建にも財政的に支援することを決めておるそうであります。

町内におきましても、ずっと生活してきた所を離れたくはないが、住宅の新築や改修にも踏み切れないという方々もおられるのではないかと思います。

町執行部におかれましては、いろいろな支援の方策を考えておられることと思いますが、輪島市のこの案も是非とも検討していただきたいと思いますがどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

震災後、能登を訪れる方々が減少したとよく聞きます。観光地、旅館、ホテル等で例年より、2割から3割くらい減ったのではないかと聞きます。

役場職員の方々の胸には「元気宣言 能登」大変に素晴らしいバッジが飾られております。職員の皆さん、本心から町民の方々に声に出してそう宣言できるのでしょうか。真に能登を元気にするには、金沢、加賀方面あるいは県外からもっともっと多くの方々に、能登へ足を運んでいただかなければなりません。

震災から少しでも早く能登を元気にするため、早急に能登有料道路を無料化して下さるように県に強く要望していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

次にA E Dの設置について、お尋ねいたします。

現在、町内の公共施設においても徐々に設置をされてきていると聞いております。国内で年間約5千人の方が心臓突然死でお亡くなりになっており、しかも年々増加する傾向にあるそうでございます。

過去には野球で言えば試合を前に少年が急性心不全でなくなるという事故があったそうです。また、先ごろ大阪で高校球児が試合中に胸に打球を受けて倒れたが、A E Dの使用で一命を取り止めたということもあったそうです。

最近ではA E Dの小児用の部材も開発されてきているそうですので、人が多く集まる施設、スポーツ施設はもとより、小・中・高校にも設置されることを望みますが、担当課にお考えをお尋ねいたします。

次に、子供達の放課後のことについてお尋ねをいたします。

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携や一体化が検討されると聞きましたので、お尋ねをいたします。

「放課後児童クラブ」は3年生以下の留守家庭の小学生が対象で授業日は毎日開設されるということで、志賀町には施設もございますし、大体のことは存じておりますが、「放課後子供教室」は全ての小学生が対象でボランティアの方々により、主に週末に開催されておるとなっておりますが実態がよく分かりません。昨年度、加茂小で行われていた事業でしょうか。担当課もそれぞれ違うようですが、児童クラブの授業日の毎日開催されることと、子供教室の小学校全学年対象、お互いの良いところを取り入れた一体的な事業となれば、学校、子供達と地域の繋がりがより強まり、下校時もある程度集団で下校でき、安全性も増すと思います。

たいへん素晴らしい事業となると思いますけれども、志賀町においての現況と今後の方針についてお尋ねをいたします。

県内で生後間もない赤ちゃんが遺体で見つかるという悲しい事件が相次いで起こりました。テレビ、新聞等では「赤ちゃんポスト」について、た

びたび議論され、また記事になっております。

赤ちゃんポストの設置の是非はともかく、この1カ月で昨年1年分の子育て支援に関する相談が熊本市に寄せられたということを聞いております。熊本市が真剣に子育て支援に取り組んでくれていることが、市民に十分理解されたということだと思います。

子育て支援課の役割は極めて重要であると考えますし、町行政として子育て支援について真剣に取り組んでいかなければならないと思います。親の方々が本当に気軽に赤ちゃんが生まれる前から、いつでもどんなことでも相談できる窓口、施設が必要であると思います。

課長のお考えをお聞かせください。志賀町の現状も合わせてお聞かせをお願いします。

次に、4月に行われました全国学力テストについてお尋ねいたします。

43年ぶりに実施されたそうで、小学6年生と中学3年生を対象に、ほぼ一日がかりで筆記試験とアンケート調査が行われたと聞きました。

このテストは文部科学省の単なる資料づくりに使われるものなのでしょうか。それとも、何かに活かされるものなのでしょうか。お尋ねいたします。

他県において教育委員会の方針により実施しなかった市もあると聞きます。志賀町の教育委員会では、このテストを何かに活かすことを考えておられるか、お尋ねいたします。

また、このテストの集計は、民間業者に任されたと聞いておりますけれど、生徒個々の情報の漏洩や教材の販売等に利用される心配はないのか合わせて教育長にお尋ねいたします。

最後に道徳教育について、お尋ねいたします。

道徳教育は、人として守るべきことを教えてくれるとても大事な必要なものと考えます。自分の都合、自分さえ良ければ良いという個人主義的な考え方をする人が最近多いような気がいたします。私も人のことは言えないのですけれども。そのせいで身勝手な事件や事故が起こるのではないのでしょうか。

話は少しそれますけれども、少しがまんして聞いていただきたいと思い

ます。

私が小学生の時、道徳の本で習って今でも覚えている話があります。野球の試合で、その日調子が出ないあるチームの中心選手が、最終回負けている場面で監督から送りバントのサインを受けたのですが、打てるような気がしたので監督のサインを無視して打ったら、逆転サヨナラ勝ちの2塁打になったという話です。チームメイトから大変な祝福を受けたのですが、後から監督に「チームは勝ったが、これで良かったのか」と声をかけられ、その子はいなだれてしまいました。私は決まり、ルールを守ることの大切さを学びました。

私は中学、高校と野球をしておりまして、監督さんの「打て」のサインには、意に反してよく三振もいたしましたけれども、送りバントのサインはちゃんと守ったつもりです。大変に話しがそれましたけれども、道徳は国語や算数と同じか、それ以上に大切な大事なものと私は考えております。

道徳教育の教科化の是非も含めて、教育長のお考えをお聞かせください。

町議会議員の諸先輩方、今期もどうぞよろしくお願いいたします。只今の道徳の質問ではございませんけれども、昨年議場において議決されました「議員、親族の公共事業等の請負契約対象除外の決議」をしっかりと守り、町が発展しますよう、町民の方々が幸せに暮らせますよう共に頑張ってもらいましょう。よろしくお願いいたします。これで質問終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

1番 南議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問6点ばかり頂戴しておりますが、私のほうから能登半島地震対策についてと、そしてAEDの設置についてと放課後のあり方について、これは担当課長からの説明を求めるといったご質問でありましたけれども、この2点につきましては、やはり町政の基本に関わりのあることでもありますので、私のほうで答弁をさせていただきたいとこのように思います。

まず、能登半島地震についてであります。輪島市で検討されておる解体後の自宅敷地に公営住宅をと、こういったようなご意見、そしてまた、震災後、能登を訪れる人が減っていると聞くが、元気な能登をするために



有料道路の無料化を要望すべきだと、こういったご質問であります。

現在、輪島市では自力再建が困難な高齢者らに、公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法よりもすところの地域住宅交付金事業で「小規模住宅地区等改良事業」及び「災害復興住宅事業」による復興住宅供給に取り組んでおるといこととありますが、採択要件につきましてはいずれも厳しいものがあります。

「小規模住宅地区等改良事業」では、設定した区域、通常では集落単位の区域とし、住宅戸数の50%、かつ、15戸以上が不良住宅と判定されること及び入居希望者は住宅を取り壊す、または滅失が条件ということとございまして、また、建築基準法に適合した宅地でなければ建設できない、こういった敷地条件にも厳しい要件があることを勘案しまして、現在は石川県の指導を受けながら、住宅再建に関する意向調査を自宅全壊などにより仮設住宅に入居している250戸を対象に調査する予定と聞いています。今後はその調査結果を見て石川県、国土交通省、厚生労働省と協議すると伺っております。

当町では全壊10戸、半壊198戸を対象として、住宅復興に関する意向調査を今月中に実施する方向で進めておりまして、調査結果を踏まえて必要と判断したときは「小規模住宅地区等改良事業」及び「災害復興住宅事業」等も含めた施策を石川県の指導を受けながら進めて、地域住民が公平、平等な行政支援が受けられるように努めたいと考えております。

南議員ご指摘のように、能登半島地震後の能登への入り込み客が減っておりまして、当町においても、能登金剛などの町の景勝地への観光客が減っておるわけでありまして、大変心配をしている状況であります。風評被害対策として、石川県を中心にして能登地区の各市町が協力して、「ようこそ能登」の観光キャンペーンを展開しておりますし、県では観光客の誘致に大型観光バスの通行料を半額助成しているところであります。

能登有料道路の無料化につきましては、能登地区の市町の悲願として石川県町長会をはじめとして多くの関係機関が要望し続けてきているところであります。地震の風評被害対策としては大変有効な対策であると思われ、県への今までの地震対策要望活動の中でも、特に強く要望してきた

ところでありまして、機会を捉えて今後も継続して要望していきたいと考えております。

次に、A E Dの設置の件についてであります。

まず、民間施設の設置状況については把握しておりませんが、町内の公共施設のA E Dの設置施設については、現在、本庁舎、富来支所、保健福祉センター、アクアパーク「シ・オン」、B & G富来海洋センター「フレア」、高浜高等学校、富来高等学校の7箇所と承知しております。

このA E Dについては、1台約30万円という高額なものでありまして、バッテリーや装置のソフトウェアの更新などのランニングコストも考えますと、直ちに公共施設全てに配備するというわけにはいきませんが、学校等各施設内での必要性を考慮しながら、順次配備を検討して参りたいと思っております。

また、機械の配備だけではなく、A E Dの取り扱い研修も含めた普通救命講習、こういったことも昨年5月から7月にかけて、A E Dを配備してあります施設の全職員を対象に実施しておりまして、昨年度は193人の職員が受講し、普通救命講習修了証を保有しております。

本年度も人事異動等により新たに本庁、支所、保健福祉センター勤務となった職員を対象に、今月末に普通救命講習を予定しておりまして、今後も救命技能を維持向上するため、定期的に、2、3年ごとに再講習を受講する機会を設けることにいたしております。

次いで、放課後のあり方についてであります。

「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の連携や一体化が検討されると聞いておるけれども、町の現況と方針を聞きたいというようなご質問でございます。

今年度から厚生労働省と文部科学省の連携によりまして、実施されるいわゆる「放課後子どもプラン」についてのものと、このように理解させていただいて答弁させていただきます。

まず、「放課後子供教室」は、文部科学省が実施してきた「地域子供教室」がベースとなっております。これは、子供の安全な居場所の確保と、地域の大人たちとの交流による「地域の教育力向上」を狙いとした、放課

後や週末等に学校等を利用してスポーツや工作、昔遊び等を地域の大人たちとともに行うものであります。

本町の現状は、昨年度、町内モデル事業として、加茂地区におきまして「いきいき加茂っ子教室」を実施しました。小学1年生から6年生までの23名が年間53回、平日に41回、土日等に12回、地域住民を指導者として、昔遊び体験、地域の特産品作り、スポーツ体験などの活動を行いました。ここに新たに補習等の学習支援機能も付加しまして、平成19年度から「放課後子供教室」と改称して事業を拡大しようとするものであります。

一方、「放課後児童クラブ」であります。現在、本町では「志賀町放課後児童クラブ」「堀松放課後児童クラブ」「富来放課後児童クラブ」の3カ所が運営されているところであります。ご存知の通り、放課後児童クラブは、保護者が仕事や病気などで昼間いない場合に、主に学校や公共機関の空き施設を遊びや集団の生活の場として活用して、児童の健全な育成を図るものであります。対象児童は小学校1年生から3年生でありまして、現在120名、高浜43名、堀松15名、富来62名が利用しているところであります。

このように「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」は、管轄がそれぞれ文部科学省・厚生労働省と異なるわけではありますが、両事業とも「子供が安心して遊ぶことができる居場所の確保」を目的のために実施されているものであるという点では同じものであると言えます。

今後の方針としては、小学校の余裕教室状況、学習アドバイザー等の人材確保、管理運営、財源確保の諸問題等が山積しており、また、小学校の再編もかんがみながら、本年度は、庁内各課、学校、PTA、保護者、地域各種団体の理解と協力を得て、各種課題を解決できるように努力し、一校区で先導的に実施したいと考えております。一校区というのは、土田地区でありますけれども、そういう具合に考えております。

いずれにいたしましても、全国の同規模市町の先進事例を参考にしながら、志賀町放課後子供プラン地区実行委員会を立ち上げ、町の実態に即したプランを策定したい、このように考えておりますので、よろしくお願

をしたいと思います。

以上であります。

林 一夫議長 宮本子育て支援課長。

宮本子育て支援課長 はい、議長。

南議員さんの子育てについてのご質問にお答えをさせていただきます。

最近、県内での乳幼児の悲しい事件が起こっている現状について、担当課としても大変心を痛めております。幸いにも本町で痛ましい事件がこれまで起きていませんので、引き続き子育て支援についてサポートしていきたいと思っております。

まず本町での現状についてですが、このような事件や事故が起きないように、母親との最初の関わりとして、窓口での母子健康手帳の交付時に子育てに係る初期の指導を行っております。

また、妊娠時から不安や悩みを持つ保護者には身近な保育園で相談できる「マイ保育園登録事業」や「地域子育て支援センター事業」を実施している町内の保育園で気軽に相談に応じております。更に、保健福祉センターでの妊婦教室、家庭訪問での聞き取り、検診時における状況など注意深く見守り指導を行っております。

出産後の母親は、育児不安も強いことが考えられますので、退院後なるべく早期に母子との関わり持つために保健福祉センターでは、新生児訪問を実施しており、また、医療機関での妊婦検診や産婦検診で要支援のケースがあった場合には、医療機関と連携して家庭訪問などで相談に応じております。

議員さんのご質問にありますように、どんなことでも気軽に相談できる窓口や施設が必要でないかということでございますけれども、現在ある既存の保健福祉センターや各保育園、そして子育て支援課が保護者の相談窓口となっておりますので、気軽にご相談していただければと思っております。また、子育て支援に係る啓発活動も順次行って行きたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

以上でございます。

林 一夫議長 青山教育長。

青山源隆教育長 はい、議長。

1 番南議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、先般4月24日に小学校6年生と中学校3年生の原則的に全児童生徒を対象として実施されました「全国学力並びに学習状況調査」の国としての目的や町としての取組についてでございます。

国では、国際学力調査の結果において、学力や学習意欲の低下傾向が見られることから、学校教育の現状や課題について十分把握し、義務教育の質を保証する仕組みの構築等が必要とされるということで、調査目的を主に次の2点に定めています。

1点目は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力並びに学習状況を把握・分析することにより、国として教育の結果を検証し改善を図るということでございます。

2点目は、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育の結果を把握し改善を図るということでございます。

石川県では、文部科学省のこの学力並びに学習状況調査に先駆けて、平成14年度より小学校4年生、6年生、中学校3年生を対象に基礎学力調査を実施しております。

私ども教育委員会では、それを受け児童生徒の学力到達状況や学習意欲・学習環境等を把握分析し、指導方法の改善、カリキュラムの改善、児童生徒の基礎学力の向上に生かす取組を進めております。

今回の全国学力学習状況調査につきましても、私ども教育委員会といたしましては、これまでの経験を生かし、より広く全国的な学力状況や学習環境状況との比較により、町全体としての状況や各学校の状況、個々の状況を把握分析し、児童生徒一人ひとりの学力向上や学校としての指導方法、カリキュラムの改善充実等、町としての学力向上策に生かしていく所存でございます。

次に、学力調査等にかかる個人情報の取り扱いについてでございます。

南議員さんご指摘のとおり、今は情報化の時代でございます。文部科学省では、調査問題の発送や回収、調査結果の採点、集計、教育委員会や学校への提供作業等、調査の一部を民間機関に委託しておりますが、当然

のことでありますが、委託先との契約におきましては、個人情報保護に関する法令に基づき、個人情報や機密情報について厳格な取り扱いを定め、個人情報に係る安全確保の措置等について万全の対策を講じていると伺っております。このことにつきまして、私ども教育委員会といたしましては、県教育委員会と緊密に連携しながら注視し対処していく所存でございます。

また、学力調査等に関係して、教材等の販売に利用されることがないのかどうかというご質問であります。直前の当該学力調査問題等につきましては、先ほど述べましたように、文部科学省としての機密情報の保護・管理により万全の体制がとられております。なお、この全国学力並びに学習状況調査はですね、通常の高校受験などのテストや各学年で実施しているテストとは、目的や性格が大きく異なっているものでございます。ちなみにですね、石川県がこれまで実施しております基礎学力調査に関する教材販売等につきましては、私は耳にはしておりません。このことにつきましては、教材出版業者の考え方によるものと思っております。

続きまして、道德教育のことについてでございます。

戦後60年以上を経て社会の変化に対応するとともに、新しい日本の教育を創造するため、ご存知のとおり、昨年、教育基本法が改正されました。

その第1条では、教育の目的として人格の完成、国家、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成ということが示され、その第2条で教育の目標として豊かな情操と道德心、自律の精神、公共の精神、生命や自然の尊重、伝統と文化の尊重、わが国と郷土を愛する態度の育成等が明示されました。

それを受け、現在国会で学校教育法の改正案が審議されております。また、並行する形で教育再生会議におきまして、南議員さんのご質問のとおり、教育基本法の教育の目標と深く関わる道德教育のあり方について審議されております。

私は、社会全体を見て、規範意識の低下やモラルの低下による諸問題が発生している現在、安部首相が提唱されようとしています「美しい国づくり」のためには、新しい教育基本法の理念に基づき、南議員さん述べら

れたとおり、道徳教育を充実し、その根幹をなす人づくり、道徳心の育成は大変重要であると考えております。

しかしながら、現在、教育再生会議で審議されております道徳を教科とすることにつきましては、道徳の持つ特性、特に人間の内面に大きく関わることであるということをかんがみまして、数学などの他の教科のように身につけるべき知識や技能等、客観的にまた一元的に明確な評価ができない部分があり、国においてどのような充実策がとられるのか注視し、研究していく必要があるとこのように考えております。

私は日本人として共に生き、共に社会を形成する人間として、当たり前前のことが実行できる人間、例えば、挨拶、目上の人に対する礼儀、ルールの遵守、弱い者をいじめることは卑怯なことでありしてはならないといったようなことなどですね、学校におきましては、道徳時間は勿論のこと、全ての教育活動で教師自らが率先垂範し、知行合一できるよう道徳教育の更なる充実を図っていく所存でございます。

なお、道徳を含めました人間育成につきましては、学校教育だけでなしうるものではなく、安部内閣が「社会総がかりによる教育再生」と提唱しているとおり、子ども達を取り巻く私たち大人、地域全体が一致協力して育てていかなければならないものと考えており、皆様方のご理解とまた、温かいご協力をよろしくお願い申し上げます。

林 一夫議長 3番 下池 外巳造 君。

下池外巳造議員 はい、議長。

平成19年第2回志賀町議会定例会において、義援金について質問させていただきます3番議員の下池です。

去る3月25日、日曜日9時42分に能登半島に、我々地域住民がかつて経験の無い震度6弱の能登半島地震を経験いたしました。

当志賀町も多大な被害を受けましたのは、皆様も十分ご存知のとおりでございますが、執行部の方々の連日のご苦労は大変であったと思っております。

災害といえば、今から10年前「日本海ナホトカ号重油流出事故」が、1997年の正月2日未明、大しけの日本海に起きたことは、皆様も

まだ記憶していることと思いますが、その事故の概要を読ませていただきます。

1997年1月2日未明、大しけの日本海島根沖において、暖房用C重油約19,000キロリットルを積んで上海からペトロパブロフスクへ航行中のロシア船籍タンカー「ナホトカ」号建造後26年経過に破断事故が発生。

船体は浸水し、31名の乗組員は救命ボートに避難。しかし船長は行方不明となり、後日福井県の海岸に遺体が漂着した。

船体は水深約2,500メートルの海底に沈没したが、船体から分離した船首部分は強い北西季節風にあおられて数日間南東方向へ漂流し、対馬海流を横断して1月7日13時頃、越前加賀海岸国定公園内の福井県三国町安島沖に座礁した。

積み荷の重油は、約6,240キロリットルが海上に流出。また、海底に沈んだ船体の油タンクに残る重油約12,500キロリットルの一部はその後も漏出を続けている。

座礁した船首部分の油タンクに残っていた重油は、海上での回収作業及び陸上からの仮設道を利用した回収作業により2月25日に回収を終えた。

海上に流出した重油は福井県をはじめ、日本海沿岸の10府県におよぶ海岸に漂着し、環境および人間活動に大きな打撃を与えたとありました。

そのとき、町内各団体をはじめ、ボランティアの方々や役場の職員も休日返上で油の回収に苦慮され、大変でしたと感服しておりますが、あの時、きれいな「志賀町の海」が二度と元に戻らないのではと心配いたしました。が、たくさんの方の善意により再び元の海が帰ってまいりました。

また、ご支援の面では義援金、義援品を全国から沢山いただいたと聞いております。石川県の「石川県災害対策本部」に寄せられた報告を見ますと、義援金3,081件、638,800,900円。

義援品1,575件の申込み件数があったと報告されております。

これは、1月12日4時現在のものではありますが、そのとき、当志賀町において、どれほど入ってきたのかしりませんが、当時義援金が残ったので、当時の石田助役さんを長として、特別委員会を設置し、今後の災害時に役



立てようと基金として積み立ててくださったと聞いております。その基金は、現在までどのように使われ、どの程度残されているのか、また今回の能登半島地震にどのように使われる予定かお聞かせ願います。

また、昨夜も早朝能登半島に地震がありました。震度4と聞いておりますが、私もその地震で目が覚め、そのまま眠れずに現在に至っております。本年3月25日、日曜日に朝9時42分に能登半島地震が起きました。沢山の方が大小に関わらず地震の本当の怖さに改めてお気づきになられたことと思いますが、私どもと同じ地震災害の経験をされた方のお話をさせていただきます。

その方は今よりちょうど12年前の阪神淡路地震に遭われたと聞きました。そのとき、神戸の祖父の実家にいたときに地震があり、残念なことに祖父が家の下敷きになり、亡くなったそうでございます。その後、たいそうな苦労もあったかと思いますが、ボランティアの方々の支援や義援金が大変ありがたく感じられたと聞いておりました。

そのことがあって、今度の能登半島地震が他人ことと思えず、まだ、お若い26歳の女性の方ですが、車の購入のために貯金していたお金を車の購入に充てようか、能登の災害に遭われた方の義援金にしようかと、お母さんに相談なさったそうでございます。

お母さんは「大変困っている人たちが能登にいるのだから。是非助けてあげましょう。」と、お嬢さんの貯金50万円とお母さんも娘さんだけじゃなく自分も、お母さんは80万円のお金を、お二人で郵便為替で送ってくだされ、そして被災地に実際に赴き、ボランティア活動もなされたと聞きました。大変心温まるお話ではないでしょうか。

このような善意のお金、義援品が毎日のように寄せられていると思いますが、義援金、義援品を能登の復興のために使われるのは当たり前のことでは、ここで私の提案でございますが、その義援金のうち、本年地震のために町祭の「やっちゃん祭り」が中止となりました。

ある青年団活動をしている若い人が、志賀町の若い人たちで能登を元気にしたい。行政のハード面と違うソフト面での活動をしたいと言っているのを聞きました。

若者が企画し、文化ホールにて、イベントをやりたい要望を持っているそうです。義援金の一部と町の予算を加えていただいて、志賀町の再生を町の若者の力を見せていただくのもよろしかろうと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。この件について、お尋ねします。

これにて私の質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

3番 下池議員さんのご質問にお答えをいたします。

ご質問は義援金についてであります。1997年1月に日本海においてナホトカ号重油流出事故が発生して、旧志賀町と旧富来町にも義援金が寄せられたということにつきましては、ご発言のとおりであります。

当時、残った義援金を今後の災害時のための基金としたと聞いておるが、今どうなっているのか。そして、また今回能登半島地震に役立てるものとするが町の考えは。さらに、能登半島地震の現在、志賀町に寄せられている義援金についても今後どのようになされていくのかといった質問であります。

平成9年1月2日に島根県沖の日本海で発生しましたロシア船籍ナホトカ号からの重油流出事故によって、志賀町の沿岸部に甚大な油濁被害が発生したことは、まだ記憶に新しいところであります。

この被害によりまして、町内外から多くの義援金が寄せられまして、その義援金を原資にして、町内に発生するすべての災害対策として、その緊急時の支援を行うために、旧志賀町と旧富来町の2町でそれぞれ、平成9年度に「災害緊急支援基金」を設置したものであります。

創設時には、旧2町合わせまして、義援金3,072万9,466円、平成9年度の利子7万7,038円を足しますと、合計3,080万6,504円を基金に積み立てをいたしました。

その後、基金の定期利子分を基金に積み立てたり、油濁被害に係る損害賠償金を積み立てたりして基金を維持してきたものでありまして、平成18年度末現在高で3,631万円余りとなりました。

この基金の用途についてですが、重油流出事故以後、幸いにも大きな

災害がありませんでしたが、平成16年10月23日に発生しました新潟県の中越地震で被災された、当町と同じ原子力発電所の立地市町村であるところの柏崎市へ、毛布、ブルーシート等の災害義援品を旧2町合同で搬送した際に、その義援品購入費、運送等の費用に、基金から103万6,350円を充てております。

今回発生しました能登半島地震では、災害復旧費に総額8億5,379万5千円となる一般会計補正予算第1号を、4月1日付けで専決させていただきましたが、その財源の一部として、本基金から、ほぼ全額となります3,600万円を繰入させていただきました。これにより、本基金の残高は、現在、31万円余りとなっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、能登半島地震に係る義援金については、6月8日現在で、630件、5,060万円余りが寄せられております。この義援金につきましては、新潟県中越地震に被災された市町村の配分を参考にして、基本的に被災者へ配分することにしまして、県の義援金の配分と合わせて、住居の全壊世帯に10万円、住居の大規模半壊・半壊世帯に5万円、住居の一部損壊世帯に4千円を配分することを、広報により町民の皆さんにお知らせしたものであります。

なお、町への義援金につきましては、現在も義援金の申し出がありますので、この後の義援金の配分及び基金への積み立てについては、県の動向をみながら検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

また、若者が企画するイベントに義援金の一部を予算化して支援を、といった内容のご質問についてであります。町の広報でもお知らせしたとおり、町祭である「やっちゃん祭り」は、議論を重ねて検討した結果、能登半島地震を考慮して、中止とさせていただいた経緯もありまして、義援金については、震災からの復旧や住民の生活支援について優先的に使用させていただきたいと考えているわけでありまして、若者をはじめとした各種団体の「元気な志賀町」をアピールする活動については、これは内容を検討させていただいて、別途考えさせていただきたい、このように

思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

林 一夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

---

日程第2 . 報告第1号ないし27号及び議案第48号ないし第56号 委員会付託  
( 委員会付託 )

林 一夫議長 続いて、報告第1号ないし27号及び議案第48号ないし第56号を、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

---

( 休 会 )

林 一夫議長 次に、休会の件について、お諮りをいたします。委員会審査等のため、明12日から17日までの6日間は、休会といたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし )

以上で、明12日から17日までの6日間は、休会することに決しました。次回は、6月18日、午後1時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

( 午前 11時30分 散会 )

---